

社会福祉法人 福角会 松山福祉園
指定短期入所事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福角会が開設する松山福祉園短期入所事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、障害児・者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従事者は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前三項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例」（平成24年12月26日松山市条例第60号）並びに「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月26日松山市条例第62号）に定める内容を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 松山福祉園短期入所事業所
- 二 所在地 愛媛県松山市権現町甲141番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 サービス管理責任者 2名（常勤 2名）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- 三 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者の健康状態をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 四 生活支援員 20名（常勤15名・非常勤 5名 運転手兼務）

生活支援員は、利用者及び家族・後見人等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整や利用者の日々の健康状態のチェックを行う。又、利用者の送迎を行う。

- 五 就労支援員 3名（常勤 3名）

就労支援員は、利用者の適性にあった職場探しを行い、企業内就労や職場の実習の支援を通して就職、更には就職後の職場定着支援を行う。

六 職業指導員 5名（常勤 2名・非常勤 3名）

職業指導員は、生産活動の実施や事業所内での作業支援を通じて一般就労等に向けた知識・能力の向上を図るよう支援を行う。

七 目標工賃達成指導員 2名（常勤 1名・非常勤 1名）

目標工賃達成指導員は、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う。

八 就労定着支援員 1名（常勤 1名）

就労定着支援員は職場への定着及び就労の継続を図るための相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。

九 看護師 2名（常勤 2名）

看護師は利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の支援や看護を行う。

十 栄養士 1名（常勤 1名）

栄養士は、食事の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

十一 調理員 4名（常勤 4名）

調理員は、献立に基づき、食事の調理を行う。

十二 事務員 2名（非常勤 2名）

事務員は、必要な事務処理を行う。

（短期入所の事業の種類）

第5条 事業所は、基準省令第75条第1項に規定する「併設型」として短期入所事業を行う。

2 事業所は、基準省令第75条第2項に規定する「空床利用型」として短期入所事業を行う。

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を知的障害児・者とする。

（内容及び手続きの説明）

第7条 事業者は、支給決定障害者が障害児・者短期入所の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法第76条の規定による説明を行なうものとする。

2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行なう場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（指定短期入所の利用定員）

第8条 指定短期入所の利用定員は次のとおりとする。

一 利用定員 2名

（短期入所援助の内容）

第9条 短期入所援助の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴又は清拭
- 三 排泄・身体等の介護
- 四 日中活動支援
- 五 生活相談

六 健康管理

七 送迎サービス

(短期入所援助計画の作成)

- 第 10 条 管理者は、相当期間以上に亘り継続して入所されることが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、指定短期入所援助の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して他の短期入所援助従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活援助計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の短期入所援助計画を作成した時は、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

(指定短期入所援助の利用料及びその他の費用の額)

- 第 11 条 指定短期入所を提供した際には、利用者またはその家族・後見人等から市町村長が定める基準に基づく居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
- 一 送迎に関する費用（市町村が定める場合を除く） 実費
 - 二 食費（食事を提供する費用）
 - 三 日用品費 実費
 - 四 光熱水費（事業所が定める額）
 - 五 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- 4 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者または家族・後見人等に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとし、また費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を利用者または家族・後見人等に対して交付しなければならない。

(通常を送迎の実施地域)

- 第 12 条 通常を送迎の実施地域は、松山市とする。（諸島部を除く）

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 13 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
- 一 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出ること。
 - 二 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
 - 三 火気の取り扱いに注意すること。
 - 四 けんか、口論その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - 五 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

- 第 14 条 現に、短期入所の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに嘱託医への連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者・家族に報告する。嘱託医への連絡が困難な場合には、協力医療機関もしくは医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、利用者を災害から守ると共に、事故防止のため次の事項を実施する。

- 一 消防法に定められた月 1 回の防災訓練
- 二 月 1 回事業所内外の安全総点検と事業所設備・器具等の保全
- 三 利用者の交通等含めた安全面の支援

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員が周知徹底を図る。

二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 事業所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(苦情解決)

第 17 条 提供した短期入所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した短期入所に関し法第 48 条の規定により、市町村が行なう文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査あつせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 五 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図ること

(身体拘束の禁止)

第 19 条 事業所は、指定短期入所の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。

万一、利用者又は他の利用者、従業者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条

件と期間内にて身体拘束を行うことができるものとする。

- 一 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- 二 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること
- 三 身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規程に記載のとおりとする
- 四 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施

(業務継続計画の策定等)

- 第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 21 条 事業所は、利用者に対して適切な指定短期入所を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
- 一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - 二 採用後研修を年 1 回以上実施する。
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用者申込書のサービスの選択に資するよう努める。
 - 5 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福角会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 「社会福祉法人 福角会 松山福祉園 短期入所事業所運営規程」（平成 18 年 4 月 1 日施行）は、平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。
- 3 この規程は、第 4 条を平成 19 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 4 この規程は、第 4 条を平成 20 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 5 この規程は、第 4 条、第 11 条を平成 20 年 10 月 1 日より一部改正する。
- 6 この規程は、第 4 条を平成 21 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 7 この規程は、第 4 条を平成 22 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 8 この規程は、第 4 条を平成 23 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 9 この規程は、第 4 条を平成 24 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 10 この規程は、第 4 条を平成 24 年 8 月 24 日より一部改正する。

- 1 1 この規程は、第 4 条を平成 2 5 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 2 この規程は、第 2 条、第 4 条、第 1 6 条を平成 2 6 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 3 この規程は、第 4 条を平成 2 7 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 4 この規程は、第 4 条を平成 2 8 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 5 この規程は、第 4 条を平成 2 9 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 6 この規程は、第 4 条を平成 3 0 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 7 この規程は、第 4 条を平成 3 1 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 8 この規程は、第 4 条を令和 2 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 1 9 この規程は、第 4 条、第 1 7 条、第 1 8 条を令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。
- 2 0 この規程は、第 4 条、第 1 6 条、第 2 0 条を令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。